

第3回菅島採石場検討協議会議事録（要約）

日時：平成24年6月25日（月）

午後1時30分～4時00分

場所：市民文化会館中会議室

出席委員：大野委員、松井委員、藤田委員、成田委員、櫻井委員、亀川委員、辻委員
木下委員、尾崎委員、奥村委員、堀口委員

欠席者：中村委員、藤原委員

事業者：鶴田石材株式会社（上村専務、臼井工場長、木本課長、張川課長）

鳥羽市：木下副市長

事務局：中村総務課長、世古口副参事、浅井係長

1. 開会

事務局： 皆さんこんにちは。全員の委員の方がお揃いになりましたので、定刻より少し早いですが第3回菅島採石場検討協議会を開催させていただきます。

なお、中村副会長と藤原委員が本日欠席となっておりますのでよろしくお願い致します。それでは大野会長よろしくお願い致します。

2. 会長あいさつ

会長： 皆さん、お忙しいところお集まりいただきまして有難うございます。

今日の会議の終了予定時刻、4時というのを目指しておりますので、実りある議論ができますようよろしくお願い致します。

3. 議事

会長： では早速であります、事項書3の議事に入らせていただきたいと思います。

議事（1）の提出資料の説明について、鶴田石材さんからお願いします。

事業者： （添付資料1、2、3について説明）

この資料1、2をもって当社が主張したいところは、地域的にはちゃんと開発が出来る地域で行政手続きを踏んで開発をしておりますということを委員の皆さんに先ずお知らせしたいことと、法の下での平等という言葉がございます。この伊勢志摩国立公園の中には同業他社もございますし。それから大きく自然公園内の開発という意味で申し上げれば、例えばゴルフ場ですとかホテルリゾートですとかその他業種の開発もございまして、開発行為をしているのは我々だけではございませんので。我々にだけに特に厳しいご注文というのはちょっとご配慮願えたらという次第でございます。

以上のようなことでよろしくお願いしたいと思います。

会長： 今、鶴田石材さんから提出いただきました資料についてご説明いただきました。この内容について特にご質問があればお受けしたいと思いますのですが如何でしょうか。

委員： 資料3の表1なんですけれども、ここでウバメガシ、コナラ、シイ、それぞれ数字書

いていただいているんですが、これは施工年度別に一番大きく育っている、例えば施工7年目であればウバメガシは最高100cm位に成長しているという意味に捉えてよろしいんでしょうか。

事業者： 確認は取れていないんですが、最高だと思われま。

委員： エリアを区切ってその中の最高、一番育っているものというよりは、各年度別に。

事業者： 全体的に見て一番育っているところ。

委員： 植林というのは毎年チェックしているんですか。市の職員が生育方法とかチェックするんですか、しないんですか。

会長： これは会社の報告書ですけれど、この状況を市は確認されているんでしょうか。

事務局： 毎年、5月頃に植えた状態と前年までの生育状態等は見させてもらっています。寸法等は測っていないんですけれども目視で確認させてもらっています。

委員： チェックして、三者で話し合った計画通りに行っているんですか、いないんですか。

事務局： 計画通りと言いますか、保育ブロックの植え付け間隔等は予定通りにしてもらっています。

委員： 生育方法のチェックはしているんですか。

事務局： 生育のほうは、生育の良い所悪い所というのはその条件によって違ってきますので、どこがどう計画通りかというのが定かではないので。発芽しているかどうかというのは見させてもらっています。

委員： 最終的にチェックをしていないというのは市役所の責任になるんだから、あなた方行政は責任をもって植林とか生育方法を三者で話し合った通りに木が育っているのかいないのかのチェックはしているんですか、していないんですか。

事務局： 昨年の2月ですか3月ですかに、この保育ポット方式の提案者といわれております山寺先生に来ていただき状況をチェックしていただきまして、おおよそ状況的にはこんなものだろうという報告はいただいております。

委員： とりあえず現在、市としたら鶴田さんの植林とか云々が計画通り行っているという風に市役所は認めるんですね。

事務局： ただですね、生育とか発芽しましても後で又枯れていくということもございまして、緑化としては厳しいものがあるのではと思っていますけど。

会長： 今のご質問に関連するんですけど、まとめのところでこの会社の報告としては、「現時点では緑化の状況は概ね順調である」と書いてある訳ですが、これを認めてしまうと特にこの会をする必要は無いんですね。緑化が余り順調じゃないだろうから検討しようということになっている。議題(2)にも絡む訳ですけども。

今の状況を、我々1日だけですけども先日見させていただいてどう思ったかという話はあると思うんですが。それよりは、本来調べていただいている方がちゃんと調べていただいているはずですので。これでもし順調であるということであれば、このまましてくださいという話になるのかと思っちゃうのですが。

委員： この3ページから9ページまで写真を載せてもらっているんですけど、この一番後ろの図面に写真位置を落としてもらえますかね。例えばこの3ページで写真5というの

があるんですけど、この写真 5 はどこをどっち方向から撮ったものか。

事業者： それは明示されておられません。

委員： それを明示するように。どこを撮ったらこういう状況で概ね順調といえるんですかという話なんですよ。

会長： これが最高樹高ですかというご質問があったと思います。写真の位置がどこですかという質問もあったと思います。この報告書で確かに順調であるということが分かる形になっているかというところちょっとデータが不十分なんじゃないかなという気がするんですが。

そのほかにご質問如何ですか。

委員： 前回現場を見たとき、ここここはこういう風にやっているという説明があったんだけど、見に行った皆さんの感覚としてはこれで十分なのかどうかその辺をちょっと聞きたいと思う。わしら全く素人なのでこれで良いのか悪いのか全く分からない。どこからどこまでがやった中で、見た感じがまばらでこれが 2 年 3 年経ったらちゃんと緑になるのかその辺も分からないし。

会長： じゃあ今の質問は、議題 (2) 現状の種子吹付工及び在来種による緑化工の状況についてになるかと思しますので、とりあえず今の資料についてもご質問が無ければ (2) の議題に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員： この資料を見ても、ポイントポイントだけ抑えているのでこれでは確かに生えている様に見えるけれど、全体を見た中でどういう風なのか。

会長： じゃあ議事の 2 番目ですが、現状を見ていただいて緑化工法の現状ですね、状況についてどの様に思われたかを議論していただきたい。それほど詳細に見た訳ではないんですが、この現状について特にご意見があればお願いしたいんですが。

委員： 最初の頃の緑化からしたら、かなりすごく技術が進んだんじゃないかなと。一番最初に削り始めて緑化しようじゃないかということで、穴を開けて表土を載せて色々やっていたことから考えればすごく技術が発達したんじゃないかな。最初の頃は全然育たなくて、それを見ていると努力されたんじゃないかなとかなり思われます。

委員： こちらの対岸から遠望しておりますけど、一般市民の方々は私と同じ思いではないかという風に私は思っているのですが。

現地を見せていただいてですね、全く緑化が進んでいない。こういう風に率直に申し上げたい、とてもとても。

委員： 前回行かなかつただけけれども、うちは 30 年間毎日あの採石場を見ているんだけど何も変わっていません。ただ、同情でもないんですけど、あそこの山は植物が生えにくいという現状があるんですけどそれを多めに見ても何も変わってない。

会長： 他に如何でしょうか。

委員： 緑化が、個人差があると思うんですね。現状を見て緑化がどの程度、これで良いんじゃないかという風に判定する人もいれば、現地を見て今の段階では不十分だと判定する人もいるだろうし。これは緑化そのものの基準がですね、はっきりしていないといえますか、そういうことからするとそれぞれの意見は違って当たり前だと思うんです。

勿論今、委員さん言われた様に元々あの山そのものは木が育ちにくいと言いますか、そういう山だとしますと、専門家の方の指導もいただいてあれこれやっとならしてしょうけれども、ただ結果としてはそんなに成績が良いとは言えないのではないかと思います。

しかし、これから何年か経つ中で、この間第2回で現場を見たよりももっと進むのかも分かりませんが、今現在緑化を施した所も勿論、時系列何年か違いがあるんでしょうけれども。それが1年目2年目3年目或いは5年目と、そういったところになるほど2年、3年よりも5年、6年経った所のほうが確かに緑化が進んでいるなというのがちょっと見づらかった。

それから一つは、この資料もここに付けていただいておりますけれども、先程どの部分の写真なのかと言うこともおっしゃられたと思いますし、これは緑化を提言どおり進めたけれども、その状況はこういう形で検証しました。その写真としては、全体の中のどの部分なんですというようなものはちょっと資料としては不足しているような気がするんです。

それで、そもそも緑化計画そのものが何年間のスパンで生長したものを見て想定してですね、それを求めた計画が具体的にどのようになっているのか分かりませんが、

私は第1回的时候でしたか、計画通りの緑化の行為を実施した、施したからその結果が十分でなかったとしてもやることはやったということでそれで判断するのか、それともやり方はどうあれ、結果として緑化がこの程度、現実問題として緑化が進んだ段階を持って緑化が出来たという判定をするのか、そこのところがスタートの段階でより具体的にないんじゃないかなど。ですから物差しがそれぞれ違うし、我々こんな立場で資料なり現場を視察するなりで個々に意見が違ってくると思います。非常にこの辺の判定基準というのは難しいのではないかと思いますけど。

委員： 法的に元に戻すというのは。

会長： 僕が理解しているところでは、採石が終わった後は現状復帰というのではないかなと思うんですが、その辺は…。

委員： 許可申請書の中に書いてもらってあるのは、法面及び小段は緑化しますと書いてあるので緑化してもらわないと困る。

会長： その緑化の程度というものの物差しというのはあるんですか。

委員： この資料に書いてあるんですが、県が出す条件としては、下から2、3行目あたりに水土保持、環境保全、景観保全、生態系保全のどの機能を主として判断するかということを書いていますね。

会長： 資料2の採石法の右のところの下から2、3行目ですね。

委員： ここにあるのは、今現在採るのは景観保全なのか環境保全なのか。後は水が流失になるかその辺なんだけど、このいずれかを注意してやってくださいよということなんです。今やっているのはこの中で環境保全なのか景観保全、この辺に当たると思うんだけど、原則緑化してくださいよという話になっているんですけど。先程委員さん言われたように、基本的に緑化は必要ではないかという考えです。

委員： うちの基準で挙げられている①②③④というのは、保全であり、水であり、環境

であるので全てに配慮して下さいと言うことなんですけど。一応治山とか林業で、法面なり山腹なり緑化した場合の緑化できましたというのが、目視なんですけど被覆率が8割なんですよ。ただしこれは草本というか草なんです、とりあえず緑にして表面の侵食とかを一時的に抑えつつ植生が生えてくるまでカバーしましょうという緑化なので、ちょっとこの菅島の緑化とは意味合いが違うんですけど一応そういう基準はあります。

会長：　そうすると少なくとも被覆率8割というので言いますと、このいただいた資料3で被覆率が書いてありますが、120mLでは90%の被覆率と書いてありますがそれはこの部分だと満足しているということなんですかね。

まあ我々の目視では、被覆率90%には見えなかったと思うんですけど。120mLというのはこの図面で言うとどの高さになるんですかね。

事業者：　（資料3の図面で場所を説明）

季節によってもかなり変動があると思うんですけども。これから緑がどんどん濃くなる季節で、冬は本当に草枯れしているように見えるんですけど、夏のいい季節に見てもらうと、遠くから見る限りはコケが生えたように緑に見えますけど。言い訳がましいんですけど。

委員：　僕は菅島の真ん前に住んでいるんですけど、だいぶ緑は増えてきていますよね。

事業者：　目視の被覆率も何メートルの距離から見るとか明確な基準点は…

委員：　ないですね。

事業者：　ないですよ。夏のいい季節に見ていただいて、遠景から見ただけであれば一様にコケが生えたような緑には見えますけれども。何を持って良しとするかは良く分かりませんが。やることはやってきたつもりでおります。

委員：　前回の資料でこれがでていたんですけど、このとき僕はずっと植えに行っているんですよ、ボランティアで。ほんとにすごい作業でした。それからここまでくるというのはすごい進歩だと僕は思っていますので。

委員：　最初からそういう石だということは分かってやっているんだから、ある程度の緑化はすごい費用が要するという事は分かっていることやわな。

会長：　被覆率は一応測れると思うんですが。全体として数値的には若干足りないところがあるのは確かですね。

これちょうど鶴田さんに提出いただいたわけですが、許可の条件としてそもそも8割の被覆率があるということ。景観保全、その名目で採石法でも本来なら現状復帰でしょうが、景観保全或いは環境保全というレベルでは若干低いのではないかというのはありますね。また、委員さんからもちょっと足りないんじゃないかというご意見だと思うんですが。

今後の緑化の復元の方向、どうして行くかという時に、せっかくお忙しい皆さんに集まっただいて議論している訳ですが。そもそも今掘ったところ、削ったところの緑化率という話になっている訳ですけども、実はそれこそ大きな問題としてまだ削って無い部分があると言うことがあるんですね。

これは最初に委員からのご質疑があったと思うんですけども、この協議会は基本的に

は緑化の協議会で、緑化復元に関すること、跡地の有効利用というのが主目的な訳ですが、この緑化復元の基になっているのがいわゆる三者で結ばれた協定書。これは 26 年 3 月、採石量と日付と両方の縛りがあるということで。これは採石を採ってしまった後に採った斜面をどう緑化していきましょうとか、26 年 3 月までに終わらなければいけないのでそのためにはどう緑化しましょうかという議論をするのか、或いは削った後を緑化するのかという議論をするのか、そこがはっきりしないと実際問題として議論できないということがあると思うんです。

委員： 十何年前にも期限がきているからもう終わりですよということで我々は呼ばれてあの協議会をした。そして鶴田さんも来たんだけど、緑化がしていないからどうしようと。それだったら緑化をするために延長しようと。緑化のために延長はしたんですよ。その時に、量というのはなんぼ採らせてくれというのは契約の後の問題で、市と菅島町と鶴田の三者で話し合いになったかも知れないけれど、最初の印を押すときは緑化のために延長させてくれと。それなら何年間で緑化が出来ますかということで、うちは 5 年の延長と言ったんだけど、当時の町内会長さんが一生懸命頑張って最終的に 10 年になったと思うんですけど。

正直、十何年間で量がどうしても採る権利があるのか。10 年間で何㎡採る、採らないは業者さんの勝手ですよということか、契約した量は絶対採るという権利を持っているのか持っていないのか、それを最初にはっきりしておかないと中々前に進まないと思うんですけど。それは市の方はどういう契約になっているの。量をとる権利を業者さんが持っているのか持っていないのか。

事務局： 契約には期限と採石量の二つが謳ってありますが、どちらがどうのということはないんです。期限が優先するのか採石量が優先するのかというのは定かではないというのが現実です。

その辺をこの協議会の中でどういうふうにやっていくかということを…

会長： そのものは、市と菅島町内会さんと鶴田石材さんとの三者での協定ですから。

委員： 委員がおっしゃったように緑化の進捗状況、成果、そういうのは総務課さんと総務委員会の議員さんらが毎年 5 月なり、5 月が天気の悪いときには 9 月になったりとかで毎年来ていただきました。それで、鳥羽市側から菅島を見たときに、右側が全然手付かずになっている部分に関してはどうなっているんですかということをお聞かせされたときに、市場の状況が悪いということでした承をいただいていた。

工場の会議室で委員会などを開いたときに、総務課さん並びに議員先生からそういう状況であれば仕方が無いなという声しか私は聞いたことが無いです。町内会の役員をして 7 年。7 年とも総務課並びに総務委員会さんが視察に来た時には必ず同行していて、宝の山じゃないんですかって言う声も必ず聞いています。

それで私どもとしては、私どものほうにお金が入るっていうので採石の延長を町内会の総会で議決したわけではなくて、鳥羽市にも 4 千 3 百万円、そして雇用を確保するという面から。例えば、海運業者等だったら、採石を主に運搬している海運業者 3 社。もうこれは立ち所に倒産の憂き目に会うのは明白だと思いますよ。そういう経緯があるこ

とも委員の皆さんには知っていただきたい。

緑化の成果って先程おっしゃっていましたが、やはり委員おっしゃるように委員のほうから見るとあんまり成果は本当に無いです、北西斜面というのかな。だけでも東斜面というのか扇芳閣さんのところから見た場合の眺望は、今からの季節 8 月、9 月は合格点を私は与えてもいいのかなと思います。

それで町内会の理解としては、遅れている分を採るのは当然のように、年数できるのではなくボリュームで採っていただきたいというのが町内会としての要望でもあります。

そういうのを含めて今年の 8 月に臨時総会を開いた経緯がございます。それは第 1 回でも述べさせていただきました。

会長 : 分かりました。

委員 : かんらん岩の売買契約書。私も資料を頂戴して 2 回ほど読ませていただきました。確かにあれには量でいくのか或いは期日が優先するのか無いも書いていませんね。

一般的に私の感覚では、売買契約にしる請負契約にしる、今のような 2 つの要素が含まれている場合で且つ明示されていないまさにこういうケースですけれども、どちらか先に到達した時というのが一般的な考え方ではないかと思っています。ですから、量から考えてみますと、とてもまだ契約量まで採っていませんよという話であっても、来年の期日が来たら採ってなくても終わり。それから、もし仮に採ってあったとすればですれ勿論その段階で終わり。このように考えています。どちらか先に到達した期日であると。

委員 : この売買契約書そして協定書、覚書の 3 つございますが、これは鳥羽市と鶴田石材さんとの間、或いは菅島町内会と鶴田石材さんのものもあるんだと思うんですけれども。

覚書、協定書は同じ内容だという気がするんですが、この契約書の採石する土量を主とするのかそれとも 10 年と言う期限を主とするのか、先程委員からどちらなんだという話がありました。

私は、この契約書の内容を自分なりに解釈したのはそもそも平成 15 年に先程委員言われたように、5 年位という話もあったけれど最終的に 10 年と言う契約を結んだ。それは基本的には、今まで採り続けたものを緑化復元をちゃんとするというのが基本にあって、それでは緑化するためにはどういう方法ですか、そのために再度法面修復したり小段を設けたり、その切る作業が伴う訳ですね。それで、この土量というのは、その作業をするために自ずと出てくる土量ではないかと私はそう思うんです。

ところが、土量を採るために採石をするのが主で、採った後は必ず緑化しますよというのじゃなしに、緑化をするために土量が出てきた。こういう話だと思うんですよ。

そうすると、その 10 年間で計画が大きく下振れしたというのはこの間も説明がありましたように、市場が急激に予想外に落ちた。だから出来なかったという話ですよ。そうすると、そういうことが残り 2 年位をさしてこのままでは計画通りにいかない。だから今回改めて、緑化問題と跡地利用とこの 2 つのテーマで新たに検討委員会が出来た、こう思うんです。

それで、私はこのメンバーの検討委員会だけでこれだけ大きい問題を提言して、果た

して市当局は市長をはじめ判断できるかというのは非常に難しいと思うんですけど。

一つは、この平成 15 年に過去のことも色々あって、もうこの辺で止めようということから第 1 回の懇話会が出来て、意見交換されて作った契約書、覚書、諸々の内容はちょっともう少し作りようが無かったかという気がいたします。

それは済んだことですが、ただ今問題になってきますと、極めてこの約束事が良かったのかということに行く訳ですから。

問題はですね、私の解釈ですよ。緑化を主においた場合には、当然今も言われたように緑化が何%出来たのかということですが。それは個々の物差しによって違いますけれども、一応緑化を主としてスタートしたものであれば、そのために斜面を 30 度以下に切り直す、或いは客土して緑化するとかそういう行為の中で、採石そのものが土が出て行かないと、岩が出て行かないとそこへ至らないわけですよ。どちらが先かということですよ。法定順序からしますと。先に芝吹いて後から切るという訳にはいきませんから。

だから、私の解釈としましては、この 10 年間でこういう緑化をしますと。それが終わった段階で終了しますということに契約したのであれば、その行為は一応せざるを得ないのではないかと。緑化をもうあの程度で良いですよということならば別ですよ。計画通りの緑化を望むのであれば、やはり切らなければならない。そう思います。

そのために、平成 26 年 3 月末をもっと更に延長せざるを得ないのか、どうなのかということになると思うんです。

ですから、一つは契約というものは非常に重いものです。中身に不備が有ろうが無かろうが。だけど、その契約内容をどうこうしろと言われているのではないので。緑化をどうするのか或いは跡地をどういうふうを活用するのか。この 2 つのテーマが我々に与えられた問題ですね。勿論関連する問題は出てくると思います。

それで私、色々考えた中でこの計画で皆さんに問いたいんですけど、大山の最終ラインは海拔 20m ですよ、計画は。

委員 : 前回の計画、契約内容でいくとね。

委員 : それで東山は 10m ですよ。確かそうだと思うんです。

事業者 : 東山は 5m です。

委員 : 5m ですか。それで、平成 15 年のときの緑化の問題と跡地を有効利用しようということが 2 つテーマとしてあったと思うんです。その段階では 25m の津波は想定してなかったと思うんですけど。そんな大きな津波が現実問題あるかないかは分かりませんが、一応想定としてそういうものが出されてくると果たしてこの 20m とか 5m とか 10m とかいう高さにまで採掘をして、その敷地が出来てそれが跡地利用に向くのかどうか問題があると思うんです。跡地利用をしようということであれば、少なくとも 30m ライン位で収めなければいけないんじゃないかと私は思うんです。

そうするとですね、根本的にこれ見直さなければいけない訳ですね。採石の今契約している土量を見直さなければいけない。

そうすると、与えられている 2 つのテーマだけで今日 3 回目ですから、残り 2 回で意見を集約しなくちゃいけない。果たしてそれで市長が求めているような提言になるのか。

この2つだけを出してそれで果たして菅島の採石場の全てこれでよしという判断になるのかどうか、非常に大きな疑問を感じるんです。

それで、私はこの菅島の山というのは、大山と東山見ただけでも土質が若干違いますね。採石をするためには大山のほうが非常に率が良い。東山は廃土する率が多いということがありますけれども、そういうことは別としてもあの山全体としては、採石する資源の山としては非常に良い山なんだと思うんです。それから離島という、海上輸送がすぐきくという立地条件からすると。そういうことだから、90何年も採石業が続けてられるんだと思うんですよ。

それで、勿論環境破壊というのはこの山だけではなくに、どんな開発行為でも起きるんですが。我々は、建設資材、主要資材ですね採石も石も鉄も、いろんなそういう主要資材をどこで賄っているのかということ。日本国内でもいくつも採石場はありますが、こういうものを知らず知らずの内に我々の身の回りに、公共であろうが民間であろうがそういう建設資材に長い間使われている訳ですね。そういうものがたまたま鳥羽の菅島に在るということなんです。一つは、こういうものを環境破壊と合わせて、実は国土建設に非常に幅広く使われているという現状もある訳ですね。そこのところまで掘り込んだ意見を求めないと中々簡単に答えが出せないんじゃないかという気がしてなりません。

委員：　そういう話合いは、今まで20年も30年もそういう意見がいっぱいあって、そういうこともあるから、要するに企業だからといって何回もそれならもうちょっと認めましょう、もうちょっと認めましょうといって今まで来て、これが最後っていうのがあの前のことだから。もうその話は今は通らないと思うけども。もう前回の時にこれで最終にしようと言ったんだから。また資源だからといってたら、今から永久に何百年過ぎても一緒のこと。

委員：　委員さん、大変失礼かもしれませんがご勘弁ください。おっしゃりたいことは結論的にどういうことでしょうか。

委員：　私は採石をし続けることに必ずしも賛成している訳じゃないんです。これはいろんな理由があっても少なからず環境は損なうことは確かです。

それで今、東山は全く手が付けてない状態で…

委員：　去年の4月に森林の伐採だけしました。

委員：　だから今まで採ったところは緑化してませんよね。

委員：　採石をして客土をして緑化するというのが基本ですから。

委員：　ですから手が付いてないんですね。今この資料があるのは大山の部分ですよ。

委員：　そうです。種子を植栽したとこだけを写したものです、写真は全部。

委員：　ところが、大山も東山も全部含めて緑化ということになっている訳ですよ。

そうすると、先程私言いました様に大津波を想定して計画ラインを見直さなければいけないんじゃないかというのが一点。見直すということは、契約書に謳われている採石は出来ないということなんです。今の計画も見直さないよ。

だって、グランドラインが現在見たところが50mのラインですよ。あれを20mまで下

げるということは、もう 30mあのを下げる訳です。そこでの採石の土量は、相当な量が見込まれる訳ですよ。それを 20mを 30mで留めようと思うと、その量が大きく減る訳ですよ。その減った分をこの契約書で謳われている土量で満足させるには、どこを採るんだという話にもなると思うんですよ。

委員 : その話は別にしようや。

委員 : 今、量の問題か期日の問題かというところからこの話からスタートしたと思うんです。

私は契約の内容を見ましたら、いずれか先に到達した期日が大事だと申し上げたんです。それからちょっとお話がずれたんですが、それはどうお考えですか。

委員 : 期日を主とする場合だと、緑化が出来ないということです。出来ませんよね。期日で止めてしまうんですから。緑化が出来ないというか中途半端になってしまうということです。それはお分かりですよ。

委員 : それは分かっています。ですから、量を優先するのか期日を優先するのかということについては如何お考えですか。

委員 : 私は、量を優先せざるを得ないと思います。量を優先するということは、緑化をちゃんとするというを前提とすると、量を採らざるを得んということだと解釈した訳です。

委員 : 有難うございました。

委員 : 今、再度 14 年の委員会で決まったことで議論されていると思いますけれど…

委員 : それは考えていません、私は。

委員 : そうですか。あのね、12 年度の時の市長は井村さんでした。その方は、ずっと跡地利用を考えてました。ずっと跡地利用を考えていましたけれど、終わりが近づいてきて 14 年度の検討委員会までに跡地利用について鳥羽市としての考えを出せなかった訳ですね。

先ほど県さんが言われた様に、申請を出して跡地利用が無かったら自然的に緑化になって行く訳ですね。それで検討委員会が作られたと僕は記憶しています。

本来は、鳥羽市がもうちょっとしっかりと三者会議の方に跡地利用を出していったらもっと削ったかも分からないし、もっと済んでいたかも分からない。ただ今後は、跡地利用を目的として検討してもらわないと、緑化、緑化といっている中で物事を進めていくと、今の市長さんは 1 回も議論されてないんじゃないかと僕は思うんです。本来ならば、鳥羽市がランドデザインを持っていて、ここを本当に緑化していくんだとか、ここを再開発するんだと。そういうような意見の下でこういう協議会をしていただければ前にどんどん進んでいけると思うんですけど、ここで何かを決めなければいけないという流れは、余りにも行政サイドの無責任さがここで浮き彫りに出てきたんじゃないかと私は強く思います。

歴代市長等は、あの山は本当に、私も総務委員会であの山行った時、何人かの議員さんは市にとって宝の山だと言っていた議員さんはいっぱいいます。ただそれがどうのこのじゃ無しに、流れとしまして本当は、跡地利用計画を市としては出したかったんだけれども出せるような段階に行かなかった。その結果、14 年度の契約の時には、契約する限りは次の跡地はどうするのかと言った時に、跡地が無ければ自然に緑化になってし

まう。その流れで今きていると思います。その中を皆さんちゃんと分かっていた中で、今後どうするか考えていただければ有難いなど。

今の緑化、緑化だけを議論していると、何か違う方向へ皆どンドン行ってしまうのではないかと。今まで皆さんが考えていただいた三者会談というものは本当に僕は信用してきた人間の一人なんで、そこらへんはしっかりともう一度考えていただければいいんじゃないかと思っています。

会長 : 中々どンドン難しくなってきましたが。

委員 : 本当は僕としては、市と町内会と鶴田さんとでもう一度ちゃんとした考えをぶつけ合うべきじゃないかなと。その結果こうですけどどうですかって言うのなら良いけど、市が余りにも無責任すぎるんじゃないかなと僕は思っています。

会長 : そのことは私もちょっと思うんですけど。それこそおっしゃる様に、例えば鳥羽市が国際観光文化都市で行くんだから緑化するんだということを示すとか、そういう何らかの方針のもとで…

委員 : 出せる訳がないんです。その時代の市長等は、入会権が大事ですと言ってずっと議員にも説明してきたんですから。今になって急に方向転換って言ったらおかしいですけど、何か方向が変わってきたんじゃないかなと疑う部分もかなりあります。

委員 : よろしいですか。市が無責任であったと思われるのは、前回 9 年ほど前に出しました提言書の中にもはっきりと書いてある。それは市の行政の瑕疵と言う言葉を使っている。瑕疵と言う言葉。行政側にも瑕疵がある。この瑕疵と言う言葉、私はその裏には行政の無責任と言う言葉が百も千も詰まっていると思う。そういう意味で全体の文脈としましては、非常に座長さんは抑えた表現を使っておられる。その中で瑕疵と言う言葉だけが突出して際立っている。強烈な印象を私は与えられたんですが。それはもう 10 年も前から無責任であったと私はあの瞬間思った。そういうことで、今ある契約の中でも 2 つの要素がある。一体どちらなのかという議論を巻き起こす結果になってきている。そういういろんな難しい、私自身も不可解な点が色々あります。そういう問題を改めてここに投げかけられたことから、私としてはですね、この会として結論は絶対に出せない。これまで 3 回の話しの中でもかなりニュアンスが異なっている。同じような方もみえますけどそうでない方も当然みえます。結論は出せない。けれども、両論併記的な考え方で市長にこちらの意見、意向を伝えるべき義務があると思いますから、結論は出さずとも両論併記か三論併記か分かりませんが、そういう形で持っていくべきではないかという様に思っております。

委員 : 前の会議の座長さんですが。あの時に皆が話し合っただけが皆が決めた内容には、それは提言ということで挙げただけであって、最終的に市長さんが判断して。話し合っただけのものだから、その場のことが全部その通りになってないのが現状なんです。要するに結果の話は、あの時の市長さんとか菅島さん云々が、いったらええように話しをしたんだと思う。その時の座長さんはもうちょっと厳しく皆でまとめましたから。

委員 : 前回は 2 段階でしたよね。その時の最初の方がかなり厳しい意見やったというのは聞いています。それで緑化検討委員会ができて今の三者協定が結ばれた。

さっき委員がおっしゃったように、菅島町としては常に反対な菅島町の方がいらっしやるのは事実です。だけど総意としては、連綿として続いてきた入会権の行使、これを持続して行きたい。委員はもういいじゃないかとおっしゃいますけども続けて行きたい。3千万の採石収入というのはすごく必要な財源であるというので、また何度も繰り返しになります。臨時総会で議決した。それがやっぱり主な主題です。それは鳥羽市の財政へも寄与している。又委員おっしゃった様に社会のインフラ整備。これのために景観は多少損ねてもそれなりの社会貢献はしているという自負は持っております、菅島町として。

だから、最低限でも東山の遅れの部分、契約の土石量での採石延長は提言に挙げていただきたいというのが私の意見でございます。

委員：我々が委員として与えられているのは、緑化問題と跡地利用の2つのテーマですよね。それでこの2つのテーマを結論付けるのには、非常に難しい問題があると思っているんです。

先ずはこの売買契約書の中身が、甲が鳥羽市、丙が鶴田石材。この契約の内容が専門家に判定していただかなければ我々素人では分かりませんが、少なくともこの中に、期限は勿論ですけども土量は謳われている訳ですよ。この土量が謳われているものを、いろんな理由でそれが計画どおり進んでいないということはこの契約書に照らしてどういう風に甲乙は判断するのかということなんです。だから先程も言いましたように、この土量は緑化をするために必然的に切らざるを得ない、それが砕石となるんですということを出て来た土量とするならば、それは認めざるを得ないのかなというふうには私は思うんです。この契約書に基づいてですよ、良い悪いは別として。

うちはこの契約書に基づいてお金払っていますと。例えば採石業者さんが鶴田さんで無くともこの事業主がそういうことを言い出したら「駄目ですよ、土量が謳ってあるけど期限が来たら途中どんなことがあってもそれでストップです」ということまでは制限はめてないんですよ。そういう中でこの契約をどう読み取るのかと言うのが1点です。それがきっちりしないと緑化問題を議論しろ、答えを出せと言われても出ないですよ。

それと新たに私が言いました様に、津波に対してどうするのかという問題と2つ合わせると答えは中々出せないと思うんです、この2つのテーマに対して。

だって、5mや10mまで切ってしまったものをそこで跡地利用で何かやろうとしたってそれは無理ですよ。民間であろうが公共の事業であろうが成り立たないですよ。

そうすると、もう根本的にその2つのテーマがこの契約書そのものから見て非常に答えを出し難いのがでてくるから。私が先程言いましたのは、この主要資材であるということはそういう意味と理解した上で、私は環境破壊してでも続けると言うんじゃないですよ。そういうものも踏まえて、日本の国内でこの鶴田の山がどれ位のウエイト占めているのか1回出してみてくださいよ。そのくらいのとこまで見た上で根本的に見直さないと続ける、続けられないの判断をするのに残された後2回で出しようの無い答えを、問題を議論したって意味が無いような気がするんですよ。

だから、根本的に検討する内容というかそれをもう1回見直さないと…。

この契約書をどう捉えているのでしょうか、鶴田さんとか鳥羽市さんは。

副市長： 補足説明をさせていただきます。各委員さんから色々ご意見いただきましたけれど、最初のかんらん岩の売買契約書ありますね。ここに期日と量が決まっています。当然金額も決まっています。これは地方自治法で、市の財産を処分するときにはそういう明記の必要があるんです。ですから言われるように、土量が先なのか期日が先なのかの優先順位はございません。ただ、この契約内容については、委員言われるようになりかなり不備がございます。ということは、3者で契約していますけれど、緑化協定等はですけど、期日が守られない、土量が守られない、その時に誰がどのように責任を取るんだということは明記されておられません。これは多分委員が言われた様に、前回の協議会で提言をいただいて3者の中で議論した結果だと思えます。ただ、この契約書等については、私ども議会に上げていますから、市民の代表である議員には全て可決をいただいております。その当時、全員かどうかは記憶が無いんですけど。そういうシステムでやっています。

それからもう一点。行政の瑕疵と言う言葉はかなり出てきますけど、これは協議会で提言された部分、特に跡地利用については、市が設置をして議論していくようになっていくんですけど、市はそれをしていません。というのは、鶴田さんが今仕事をしていますから。平地がどれだけ出来て、どういう企業で、どういうイニシャルコストでって全然議論していません。多分そういうものをここで議論してもですね、絵に描いた餅になったらいけませんから。これは5億や10億で出来る跡地利用ではございませんから。それを踏まえて議論していただきたいのが2点目です。

それから15年以降7、8年経ちますけど、市の方で先程申し上げた跡地利用について議論した経緯はございません。ですから今回は緑地と跡地、委員言われますけれど、どちらが白身なのか黄身なのかという話もございまして、そこら辺をベースに議論していただく中で、市が何故契約しているんだ、何故所有権、入会権の話が当然出てきますから、その辺不明確なところは私ども事務局のほうが全部説明させますからどんどん意見を申し上げてください。よろしくお願いします。

会長： 副市長さんのほうからどんどん意見を申し上げてくれということがありましたところで、45分まで休憩とします。

(休憩)

会長： それでは後半を始めたいと思います。中々難しいですが、今委員からご指摘ありましたように売買契約書は2者で協定書は3者ですよね。契約書なんかには全くの素人ですが、石を売るんですからやっぱり量が…。

それこそ今副市長さん、ご質問はとおっしゃいましたけれど、市況が悪くて全部採れていないということなんです、この契約書によるとお金はどういうふうに入っているんですか。

副市長： 市の方は契約どおり頂いていまして、本年度も9月の末に入金される予定です。

会長： 量は採ってないけれどもということですか。

副市長： はい。

会長 : そうということなんですか。

委員 : いえ、採石に関する契約書は鳥羽市と鶴田さん、そして菅島町内会と鶴田さんの 2 本立てになっているんです。それで、429 の 67 に関しての分というのはある程度、ほんのわずかな遅れで採石はしているんです。429 の 1 に関する分というのは、頂上のほうは 429 の 1 なんです。だから鳥羽側から菅島を見た場合の右側というのに関しては、採石はゼロ。

会長 : そうするとそれは町内会さんと鶴田さんの契約ですけど、そこは…。

委員 : 429 の 1 というのは勿論採っているのが最初はお金頂いているんですけども。ちゃんと契約どおりお金は頂いています。採るという前提の下に。

委員 : 何かこう、寄り道してあっちこっち行ってしまいそうなんだけど。市からこういう問題を審議してくださいというやつに戻そう。三者会議で何年か前に決めたことがあるんだから。

会長 : この協定書ですね。

委員 : その通りにやってもらわなければいけないし、もう一遍元に戻そう。

会長 : 委員おっしゃる様に、この時点で三者がちゃんと納得されているのかどうか分かりませんが、要するにこの協定書は、少なくともこれを今何の予備知識も無く見る限りでは、10 年で採石を終えて緑化するというふうになんとなく見えますが。この協定書を見る限りは。

だから、それについてそもそも三者が遅れているとしたらどうお考えなのかということが…。

委員 : 遅れているというのは、採石が遅れているだけで。緑地化にとっては、鶴田さんが今日出された報告書と市役所さんが言った「緑地化についてのチェックを行った結果概ね良好である」ということから、何も客観的データは得られていない訳です。我々が行って緑地化が進んでないんじゃないかと言うのは、客観的なデータではない訳です。もうちょっと科学的にするのであれば、やっぱり客観的なコンサルを入れるとかね。

僕が一番悪いと思うのは、鳥羽市さんが全部そこは紳士協定かのごとく全てを信じますといったこと。それで、鳥羽市はお金も緑地化に対して入れてない訳ですよ、当然。それが当然だと思っている。だけど、やっぱりそこはこういう経緯もあったので、これは僕の意見ですけど。しかも緑地化に対してこれは非常に稀な難しい緑地のケースですよ。誰が考えたって中々緑地化出来る状況ではない。そうと違いませんか、委員さん。そうですよね。ですから、こういうことで全て鶴田さんに緑地化のことを任せたということで本当に良いのかというのはこの協議会の一つのテーマだと思います。

ですから、客観的なコンサルを入れるというのは、費用としては鳥羽市のお金できちり入れてですね。鳥羽市のお金を少し出してでも、或いは新しい工法がないのかというのを協議する、或いは検討する様な委員会をちゃんと立ち上げるとかね。勿論、鶴田さんも入れてですね。鶴田さんが行っている工法は、ある指導に従ってやっているわけです。しかし、菅島の町内会さんが言う様に一方では進んでいないという訳ですよ、明らかに。でもデータとしてこの資料が出されて、これはちゃんとやっていますと。鳥

羽市さんも概ねちゃんとやっていたと。これでは中々何を根拠に緑地化が進んでいないのかってことも言えないし、何を根拠に進んでいるのかとも言えないのではないですかって思うんです。

ですから、ちゃんと客観的に鳥羽市がお金を払ってコンサルを入れて、これを先ず処理するのが第一なんじゃないんですか。客観的な意見を求めると。

そして、さっきの量か時間かの問題ですけど、緑地化ということを進めるのであれば時間は掛かるのでしょうか。ですから、そのところのデータをきちんと挙げて。この前のときに鶴田さんが出されましたよね。2.6年から3.5年掛かるというやつですね。だから、採石の状況からして緑地化は大山の方で2.6年から3.5年掛かると。東山の方については、まだ分からないけれども最大で7.5年ぐらい掛かりますという話だったと思うんですけど。だから、そういうことの現実的な数値についても、もう一度客観的なデータを踏まえて言わないと。

これは一つ提言というか提言になるかどうか分かりませんが、客観的データが一つもない状態で「やっています、やっています」と言うのは、非常に発言しにくいし水掛け論になると思います。それが一点です。

これ僕の提案なのでですけど、例えば今から緑地化される訳で、今から一番良い季節になる訳ですよ、菅島にとって。多分緑が一番映える季節ですよ。その時の状況をちゃんと調査してもらって、この委員会自体を秋から再スタートするとかですね。何か客観的なデータ、今必要なデータっていうのをきちんとやって、臨時予算をちゃんと組んでいただいて、それをちゃんと出されるということが非常に大事なんじゃないかな。

ここで、10年なのだから10年で止めとけとか、緑地化には後2年掛かるんだなどと言ったって根拠が乏しい、非常に。そう思いますが如何ですか。

だってここの委員全員が、決め手が無いと思うんです。だから、今から論議するのは、例えば提案ですが、秋にこの3回分以上を持ち越すとして今から夏の期間、一番緑の面積があるという時のデータを、どういうデータを出せば良いかというそういうものを先ず意見して、それに合った様な感じのことを上手く入れられるように専門家を入れるというのが僕は一番公平なことになるんじゃないかと思うんですけど如何でしょうか。これも意見ですけど。

委員：それは必要やろうな、別の人に見てもらおうということは。それはそんな難しい問題違うよね。第三者に見てもらおうということは。

会長：それは鳥羽市さんが予算を組めるのであればそれが…。

委員：緑化基金を使っても良いんじゃないの、4億円位あるんでしょ。

委員：そういう考え方が可能としても、町内会さん自体が昔から入会権の問題がすごくあると思うんです。その入会権は、町内会の先人がお金出して買った山なんですよ。そこから辺を町内会さんが妥協できるのかということを市はちゃんと考えてもらわないといけないんじゃないのかと。入会権でずっと来た訳ですから。いま菅島町に住んでおられるおじいちゃん、おばあちゃんがお金出して、明治天皇に没収されたのを買い戻した訳ですよ。それを、市の合併の時に嫁入り道具として持ってきて、そのまま鶴田さんが出

来るような形がとれたっていうのを、町内会尊重しとる限りその尊重部分は町内会に
どうか考えたっていただくことが一番大事じゃないかと思うんですけど。

委員 : 裁判でもはっきりせんくらいやで、うちらでは無理。

委員 : それを僕らが、その方向性だけでもつけることが本当に出来るならば…

委員 : それは無理。

委員 : 出来ないですかね。

委員 : 裁判所でも判断できないものを…

委員 : 出来ないということで僕もけられた訳ですからね。

無理だったら無理でいいんですけど。結局は三者が話し合わないかん結果になってい
くと僕は思うんですよ。

会長 : そこはそうですね。三者の協定書の位置づけをどうするのかということ三者で…。

委員 : 決めた中で僕らに問いかけてくれると有難いんですけど。やっぱり、市が何ていうの
か自分のところの方向性がゼロっていうのに大問題があると思うんです。

委員 : そんな話は石鏡でもそうやけど、石鏡もそんな場合には市にやらんと皆で決めたんや。

委員 : 決めますよね。どこの町内会でも決めますよね、町内会のことは。

委員 : 菅島は市にだいぶ盗られた訳や。

委員 : 僕は、菅島町民は市に騙されたっていうような見方になってしまうんですよ。

委員 : その話はここでは無理や。

委員 : 無理やけど…。

委員 : 町内会の意見だけ一つ…

委員 : 町内会がどう考えているか知らんよ。

委員 : 入会権というのが、所有権者があって入会権というのはその下にあるように一般の人
は思われるんですよ。そうじゃなくて、所有権者があって入会権っていうのは並立、
独立したものであるというのが判例でも出ているんですよ。所有権者にもう採るなど
かそういうふうな権利は無いんです。慣習的な権利というものはずっと行使していける
ものであるというのが町内会の考えで。それで 429 の 1 に対しても単独で事業者と契約
して採石代金を頂いているという事実があります。それだけを理解していただきたいの
で。

会長 : 協定書はどうお考えなんですか。

委員 : 緑化協定書ですか。それはですから、遅れている部分の…

会長 : いや、この協定書を守っていかうとは当然…

委員 : 守っていくのにも委員さんたちがおっしゃる様に、年月が来たからもうこれでそっち
を優先しろという意見をおっしゃいましたよね。ですけども私どもは、遅れている部分
を採っていただいて緑化していただきたいという意見です。

会長 : だから、協定書第 1 条にある菅島採石場の緑化復元に甲、乙、丙、共同で当たるとい
うのが一番のあれなんですよ。

委員 : 量を優先してくると、今から話し合いでは、要するに考えようによっては 50 年でも
100 年でも出来る訳ですよ、しようと思ったら。少しずつ採ったら問題ない。量を言う

んだったら、そうでしょ、理屈では。そやけどたいがいにせんとさ。何年ぐらい希望しているの。

委員 : 10年は最低。今からっていうと、前の契約分が2年残っていますよね、26年まで。それから10年は採りたいというのは議決で。ぶっちゃけた超素直な意見はそうです。

委員 : 町内会はね。

会長 : その議決と協定書との矛盾は無いんですか。町内会が採りたいという気持ちは十分わかりますけどね。

委員 : 遅れている部分を探ってくださいという部分に関しては、何らそんなに主張から外れてないと。私はそういう見解でいます。

会長 : 遅れている部分については…

委員 : 認めていただきたいというのは…。

会長 : そういうお立場なんですね。

委員 : 前もそれで皆が話し合いをした訳ですよ。皆が握手した訳ですよ。要するに、仮に今回これでまとまったら、また10年経って言うてくるのではないのか。

委員 : 10年先の話は。私がある時に町内会長でもしてればね。するつもりがあれば今でも即答は出来るけど、もう私等も任期が来るので。

そやから、委員が率直な意見を求めているので菅島町内会としての率直な意見を述べさせてもらえば、地滑りであれ緑化であれ、しぶしぶ呑んだという経緯があるのは確かです。ね、委員さん。採りたいが為、しぶしぶ緑化に、緑化協定書に判を押したという事実はあります。

それでも、それはあくまでも協定書だから遵守しなければいけないし。そういうことから、菅島町内会や僕らも種植え作業へも出ていますよ。

委員 : 一つお尋ねしたいのですが、東山については町内会さんと鶴田さんが契約を結んでおられるんですね。

委員 : 採石契約はそうです。

委員 : 採石契約はね。それには鳥羽市は関係ないのですか。

委員 : 関与していません。

委員 : そうすると、鳥羽市はこれから先も関与せずに、この二者間の、町内会と鶴田さんの間で東山についてはこれから契約更新がどれだけでもしていける状況にあるんですか。

委員 : そこは本当に難しいところで、私の見解だけでは述べにくいです。例えば、私がここで鶴田さんと菅島町内会の契約によりどんどん掘り進んでいけますと言った場合には、それはだいぶ紛糾してしまいますので。

委員 : それは市と環境省の問題でしょ。菅島のものだから、自分たちのものだと言ってしまえばそれまでだけど。それについて市の環境的な指導があるかどうかだけれど。

委員 : 429の1の所有権を主張する場合には、鳥羽市さんも関係ない。業者と私とこでやっていくという意見を述べることも出来るし。そこはでもちょっと、私だけの判断では述べることはちょっと…。

委員 : 20年の採石業の申請が出来ますよね。20年経ったら又20年の更新申請が出来る訳で

しよ、法的には。

事業者： それは採石権の設定のお話ですか。採石権の設定というのは、法にはあるんですけど我々権利の設定ということまではやっていません。採石権を設定すると、謄本に載って第三者に対抗出来る力が付くのですけれどもそういう権利化まではしていない。お互いの契約でやらせていただいています。

委員： そのお互いの契約が、東山について鶴田石材と菅島町内会の二者でこれから先も契約が成されれば採石を続けることが可能ということになるんですか。

事業者： それと東山じゃなくて 429 の 1 というのは、大山の一部も含んでおりますから。

前回の第 2 回の時に地図を張らせていただいたと思うんですが、429 の 67 というのは、島地になっている一部分が 429 の 67 で、その周り全部を 429 の 1 が占めていますので、町内会さんの部分というのは東山と大山の一部も町内会のものというのが契約体系でして。

委員： 東山全体と大山 429 の 1…。

事業者： 429 の 67 というのは、その周りが 429 の 1 なんです。429 の 1 の右の方を東山と称しているんです。それで大山、東山 429 の 1 なんです。その真ん中のあたりが市との契約、その周囲が東山も含めて町内会さんとの契約。町内会さんとの契約というのは、過去からずっと二者の契約で、市役所さんは関与していません。

ただし、緑化協定は三者による 429 の 1, 67、その他若干の地番も含めた全体の、採石事業区域全体についての協定であります。ということをお知らせしたい。

委員： 市役所はどう。この鶴田さんと菅島さんが、ここは菅島の権利のある区域で市は関係ないんだからといたら、それは当然仕方がないということなの。どうですか。

副市長： 先程来、委員が言われていますけど、所有権と共有の入会権の関係は最終的には司法の場でなければ解決できません。ここの委員さんはいくら意見言ってもらっても良いんですけどそういう認識は深めていただければ、これが 1 点です。

ただ言われた 429 の 1 についても現在は鳥羽市が所有者です。これは色々いざこざがあつてですね、市と地元と。昭和 58 年ですかね、登記を変えたんです。そこら辺の経緯もありますから、現状についてはかなり難しい部分にまで踏み込みますので、事務局からまた個別に委員さんに必要があれば説明させますのでよろしくお願いします。

全く手を離すなんていうことは市は考えていません。

委員： 今の件に関しまして。議事録 24 ページ上段でございますけれど、ここに 429 の 1 に関しまして、過去に裁判をした。そして両者調停で降りた。過去に難しい問題がありますからと。これは調停ですか、裁判ですか。

副市長： 調停です。

委員： 結果は不調ということですか。

副市長： 不調というのか、調停にならなかったということをお聞きしていますけど。その当時の調停の案もございまして又後で説明させます。

委員： 裁判ではないんですね。物別れという意味なんですかね。

副市長： 物別れなのか片方が降りたのか、ちょっと私も記憶がございませんので。多分後者の

ほうだと思っんですけど。

委員 : どちらかが降りたんですね。

もう一つでございますが、入会権に関しまして 24 ページの下の方で事業者さんの発言として、方向性が出ていると。これ大学の先生に色々とお聞きいただいたようでございませうけども、方向性が出ていると。どういう方向なんですか、大学の先生のおっしゃる方向とは。

副市長 : それはですね、平成の初めくらいですかね。黒木先生という方がみえまして、それが大学の先生なんです。その時に市と町内会が、金額は忘れたんですけど、折半で調査をしたんです。その報告書の要旨を前回お配りしたと思っんですけど、かなり厚い報告書が市のほうにも届いております。そういう状況の報告なんです。

委員 : いつごろですか。

副市長 : 平成 2 年ですね。委員さん、またお読み頂きたいんですけど、その結論のところを読んでもどっちつかずの結論なんです。

委員 : それから、結果的に調停不成立なんですけど、これはいつ頃なんですか。

副市長 : 調べてご連絡させていただきます。

会長 : 基本的に採石を止め得るかどうか、法律的に。例えば採石法であるとか。先程だと森林法で変更届が平成 20 年に出て、被覆率 8 割に戻さなければいけないという話がありましたけど、これは何年までということはあるんですか、年限は。

委員 : 26 年ですね。

会長 : これ 26 年までに守られないと森林法上はどうなるんですか。

委員 : 単純に、工期延長を出していただく。計画内容に大きな変更がない場合は、工期延長で。

会長 : 基準としては、これが今例えば 26 年迄として、26 年までに被覆率 80% に出来れば良いということ。

委員 : それは、事業の進捗率もあるんで何とも言えないんですけど。

最終的に、緑化されましたということで完了確認を取りにいくんですけど。その場合には全部の法面とか小段がちゃんと緑化されていて、その植生が付いている状態。それで且つ 8 割は被覆されているということになるんですけど、今の状態でいくと事業の進捗率自体が 100% にならないので。したがって完了確認にはならないので、26 年の時点で 8 割というのは無いですね。ただ、ものすごく遅れていると思っますので。

会長 : 完了確認の段階で 8 割ということ。

委員 : はい。

委員 : 現時点では予定通りになってない、割合として。

委員 : 客観的に見てそうですよね。

委員 : 委員おっしゃった様に、大山大で 2.6 年の東山で最大 7.5 年…

委員 : ええとこ取りでそういう事言われるけど、なにしろ今順調ですというこれをどう見るかということ、先ずそれだったら否定される訳じゃないですか。何でも良いとこ取りで…

委員 : 市役所の順調だということも…

委員 : そう、そこがものすごく矛盾じゃないですか。そこをきちっとデータを出さなかったら、順調なものをわざわざ緑地をとめるまでにいかないのに 80%も無理ですねという意見もどこからくるんですかという話になる。

ええとこ取りで、全て採石する方向に行くというのなら目をつぶれば良い話なんだけど。緑地化をって言うのであれば、緑地化のことでちゃんとしたデータを取るべきだと思いますけどね、一番良い季節で。

委員 : 緑化もそうだし、それからこれに沿って予定通り行っていないのも市役所の責任でしょ。

委員 : だから、この委員会がせっかくあるんだったらこの委員会の名前でちゃんとした判定組織を作ってですね、それで客観的な判断をすとか、その判断のものをここで揉んでそれをこの委員会で認めてこれが緑地化の現状ですよとするのであればそれはいいことだと思いますよ。

委員 : それを市役所の人に責任持てと言っても無理けども。第三者に任さないで市役所の人も人間だから、ちょっとこれ大目に見てくれ言われたら見るのが人間や、常に。そこから第三者に任さないかん。

委員 : その第三者を依頼するのがどこかというので変わってくると思います。鳥羽市が依頼したらいいかんのです。

委員 : この委員会の名前で…

委員 : するならばですよ。協議会でそこまで出来るような権限は無いとまたくる訳ですから。

委員 : いやそれは、判断していただいてやればいいと思います。

委員 : おっしゃっているのは、例えば今の判断というのは植栽をした部分の判断なんですよ。

委員 : いや、全体的な景観も書いてありますよ。被覆率って書いてありますでしょ。

委員 : 被覆率ってというのは、採ったところのベースの被覆率の割合を言っているだけなんですよ。

委員 : 吹きつけですよ。

委員 : 吹きつけ。採ってきたところの…

委員 : そんなんだったら判断を、客観的なデータを判断にちゃんとしてもらわなければいけないじゃないですか。これはもう、概ね良好であると書いてある。

委員 : それは、保育ブロックを入れて植栽したところについては概ね良好と言う訳ですよ。

委員 : どうですか、専門家として。

委員 : この報告書でいくと、先ず 2 ページの表 1 の樹種別の施工年度別の樹高を書いてもらっているんですが、樹高が書いてあるだけでこれじゃ何の意味も無いです、はっきり言って。

例えばどれでも良いんですけど一番大きいのでいくと、4年目にやったところでウバメガシの樹高が 220cm ありますと。220cm が 1 本あるだけじゃそれで成功としておこうとはいかないでしょうね、当然。何センチのものが何本あったのかというのが全部出てきてデータなんですよ。

次の表 2 にしても、被覆率って書いてあるだけで。例えば、遠景写真を撮って安定し

ているとかこうですよというのが無いんですよ。それで、後はずっと写真なんですけどよく映っているところだけ撮れば良く見えますよ。要はそういうことなんです。

行って見てもらっているのだから分かってもらっていると思うんですけど、車を止めてみんな降りて見た前の斜面。あそこは緑化されている筈なんですよね。でもゼロですよ。

事業者： ゼロって言うのは…

委員： ちょこちょこっと生えているだけで。じゃあ、あれを見て被覆率って言ったら、60%とか70%かいつていう話なんですよ。

だから委員おっしゃる様に、数字は並んでいるんですが、客観的なデータとして捕らえられる数字じゃないんですよ。それでもって最後に概ね良好と。はい有難うございましたという話なので。

そこをちゃんとしていただいて、今年もまた今から緑化をしてもらうのであれば、2ヶ月三ヶ月したら播種してきますし、ある程度の生育が見込まれますので、その状態で全体的にまたデータを取ってもらった上で開催したほうがいいんじゃないかという話ですね。

委員： 被覆率80%と言うのは、あの現状から見て可能ですか。

委員： 被覆率80%と言うのは、いわゆるその法面緑化として捉えた場合ですよ。それはよくある道路工事とかで、切取り法面が緑化されているときの考えなんです、本当は。

それで、菅島の場合は法面緑化と言うよりも、なんと云ったらいいのか林地に戻すんですが、法面的な考えじゃなくて造園的な考え方をしてく方が妥当だと思います。

それは結局どういう風にするのかと言うと、今やっておられるのは満遍なくお金を掛けているんですけど、ちょっと薄くなってしまいうんなんです。なので、群落を作るという意味で、例えば10m×10m位のところにしっかりお金を掛けてそこに群落を作る。そういう群落を飛び飛びで作って行って、空いている所は待ち受けの状態にするっていうか、種子とかは入れずに土を入れ、客土しておいて置くみたいな。斜面の上の方で群落を作り、下の方で受けるという。そういう風なちょっと造園的な考え方をしていく方が良いかと個人的には思っています。

委員： 先程委員から、第三者的な専門家にこの緑化状況をチェックしてもらったらどうかというご提案があったんですが、それはそれで一つの方法だと思って良いと思うんです。ですが、基本的に菅島の山の緑化をどういう形で、どの程度出来たら良しとするのかという基本的なものを第三者であろうが何であろうがそういう者がきちっとしたものを作らなければいけないと思うんですよ。

それで今お尋ねしたのは、あの法面が80%って、私が素人目に見て土質等から見て非常に厳しいんじゃないかと思うんです。それで、小段の利用が何故出来ないかと。小段ですね、犬走りの部分。

それから後もう一つは、平地になって最終的にはどういう跡地利用が、どういう計画が具体的に可能かどうか分かりませんが、今の段階では。有るかも分かりませんが無いかも分かりません。その平地を、いわゆる森林のような状態で被覆率を高めることは極めてやり易いと思うんです。それで私は、この10年間の計画の中の緑化計画が、今の計画

のまま進めるということが果たして良いのかどうかということ疑問に持ちます。

それとやっぱり、やるべきことはやってあるんですけど成果が出ていないんだと思うんですよ。金は掛けた。やりました。しかし、いろんな条件で成果が上ってないのが現実だと思うので。

これから同じようなやり方で何年か掛ければ、それこそ被覆率が 80 になるとか 90 になるとかということじゃ無いと思いますので。

もう一回ここで基本的に緑化を主としたやり方をする為に、もっと別の方法が考えられないかというのが一つですね。

それから、跡地利用については最前申しましたように、計画高さを見直すということも含めまして、それと東山というのは 429 の 1 でいいんですか、地番は。東山はいわゆる表土、灰色の部分が多いというのはこの廃土をする土量は緑地化に今も利用していますけれども、客土に利用していますけれども今のところ外に出す計画は無いんでしょ、具体的に。

事業者：今のところ無いです。

委員：無いんですね。こういう風にも考えられないかなと思うんですが。東山の手の付けない部分を、出来るだけ早く緑化をする。採石そのものでは旨味が少ないわね。

事業者：そうですね、そういうことでも無いんですけど。

委員：そういうことではないの？

事業者：ええ。たまたまそういう事情もありまして。それと、先程緑化の方法論も言われましたけれど、我々正直それに関して素人です。だから、こういう風にしなさいということ提言を受けまして、「鶴田よ、こうやってやれよ」と、「保育ブロックは何平米に植えなさいよ」と。そういうことで我々やったことであって。それに対して我々は素直に従って守ってやっている訳ですよ。それに対してどうだ、こうだ言われることに対して多少心外なところもあるんですけども。確かに上手くいっている所、上手くいっていない所はあるんですけど。

委員：やり方に疑問視を持っているということよりも、その小段の、犬走りの部分は別の利用方法であえて緑化はしていないんでしょ。

事業者：あれは、管理用道路と言うことで。

委員：そのパイロット道路と言うのは何の為に必要なんですか。

事業者：多少極端なことを言えば、崩れたとか不確定要素が出た場合に、重機なり人間が往来できるようにしましょうということですよ。

委員：だけどあれ結構幅ありますよね。

事業者：ですから、5m、5m、10m と言うことになっているんです、幅が。

委員：管理用道路として、必要最小限の幅が 5m じゃなくても良いんじゃないかって気がするんですが。

事業者：そうですね。これの判断はですね、今そういうようなことで緑化検討委員会の方からも出ている訳ですよ。3 段目ごとに、小段は 10m 設けなさいと。後 2 段は、5m、5m で、3 段目 10m。角度の問題も多少は考慮されていると思うんですけど。

- 委員：ですから私がお尋ねしたいのは、その小段を管理用に必要最小限の幅員は残して、それでも芝ぐらい生えていても管理用には差し支えないですよ。だから、そのサイドに5mの部分の例えば3mを管理用の道路として必要ならば、残りの2mはそこに客土して緑化させるということは…
- 事業者：苗木植えることは可能ですよね。
- 委員：なりますわな。そうすると、それが何年かすれば、今の法面のここに写真がある様な状況よりはもっと緑化は進んでいると思うんですよ。
- 事業者：それはやってみないと分からないですけど。
- 委員：やってみないと分からないけど、斜面より水平面のほうが条件は良いですからね。
- 事業者：当然、水持ちも良いでしょうから。
- 委員：そういう風に思いますので、勿論、小段を設けるといのは、安全の為と管理上の問題とそういったものがあって専門家の皆さんがそれだけの地点で小段を設けなさいと。
- 事業者：それは、法令でも決まっていると思うんですけど。
- 委員：だからそれも含めて、緑化をする部分をもう一回考え直してみるのも一つの方法だと思うんですよ。
- 事業者：そうですね、途中で一時、見直すかと言う様なことで多分山寺先生がみえたんだと思うんですけども…
- 委員：ですから今、採石が計画通りに需要がないから採れてない。採れてないから平成26年3月までに計画通りの緑化を施工できない。施工が出来ないということは、そこには芝も木も生えない訳ですから。今まで法面を成形して客土して少なくとも緑化した所は、その状況はこれであるけれども、これやってきてある訳ですよ。
- 事業者：それとですね、比較すると分かるのは、大山、東山も後期の方なんですけど、前回止めるときに小段だけ客土して結構苗植えているんですけども、結構育っているところもあるし育っていないところもあるし。
- 委員：ですから、この我々が検討する緑化についてということで、残された期限の中では無理ですからどうするかと、どうしたら良いのかと。何が何でも、無理でもやれというのか。それとも、物理的に出来ない時間をもう少し余裕を持たすのか。それとも計画そのものを見直して、緑化の方法、部分、場所そういうものも見直しをするのか。そういうところでしょ。
- それがこの間お示しになられた昨年の実績からすると、大山で3年5ヶ月。そうするとそれを大山について3年5ヶ月と言うものを認めれば計画通りのものが成されるということになるのかなと思うんですが。しかし、計画通りに施工は出来たとしても、復元率60か、それは80%にはならない訳ですよ。で、ならなかったらどうするかと言うのは、なるまでやり続けるということになるのかってなると思うんですよ。
- 平成26年3月末が期限と言うことははっきり謳われているので、その期限をもってもう率がどうあれ、やってある部分、やってない部分あってもそれは終結する方向で議論するのかなのか、この二つだと思うんですよ。だから緑化の方法は改善する余地があるかも分かりません。

それから、大山、東山を分けてどちらを優先してするかということもあると思うんですよ。だからそのところで、それから先にどうするかということは先程ちょっと率直な話として委員から3.5プラス10年と言うような地元の気持ちだとおっしゃっていました。そのことは、3.5から先のことは別としてですよ、とりあえず現在の契約を進めるためにはどうしても3.5年は必要とするならば、それを良しとするのか、ノーとするのかということも議論しなければいけないと思うんです。

一つの方法で、比べる物差しが違うものを物差し一つにして、皆が共有できる判定基準を設けることも必要でしょう。或いは第三者にそういうものを判定する、専門家に委ねるということも大事だと思うんです。

事業者： 緑化についてちょっとだけ補足させていただきます。昨年2月か3月に、信州大学農学部の山寺先生。もう今は退官されておられますけれども、保育ブロックによる砂漠等での緑化の指導をされているんですけれど。その方から指導を受けてまして、去年の2月か3月に来ていただいたんです。それで現場を見てもらったんです。今は、斜面のところに30cm位の覆土をして穴を開けて種を入れた保育ブロックを入れるという手法なんです。それで実は先生が指定したところを掘ったんです。そうするとですね、やっぱり私も素人なんですけれど、根が岩盤に入っていくような状態ではない訳なんです、はっきり言いまして。それでもう手法としては、ドリルで岩盤に穴を開けてやるやり方がありますとお話しされたんです。と言うことはですね、あの斜面に土を張り付けて、木や根が岩盤に食い込んでいくというのは至難の業と言いましょか、全体が岩山ですから。

そういうことで、今委員さんがおっしゃった様に、我々としては詳細な手法を指導していただいてその通りやってきたんだけど、やっぱり現時点ではその方法がいいのかどうかね。1,200万ですかね、毎春。本当に大変なお金を掛けてやっている訳ですけど、やっぱり見直す必要があるんじゃないか。地元の人で、有る程度育ったら倒れちゃうんじゃないかとか言う意見があるわけなんです。だから、小段なんかにもう少し土を厚くしてやるというやりかたも検討するアレもあるんじゃないかなと思いました。

ですから、斜面の岩盤に土を張り付けて緑化をするというのは、大変効果が出るまでものすごく時間が掛かるのかなと言う風に思います。

会長： 前回の緑化の検討委員会でも確か、でこぼこになったほうが良いんじゃないかとか、法面にもちょっと引っかいて傷をつけたほうが良いんじゃないかとか。ここには管理用に犬走りが必要と書いてあるけれども。いろんな提案がされていると思うんですが。

この中でやられているもの、やられてないものが有ると思うんですね。委員おっしゃる様に、採らないと緑化できないと。だから3.5年、東山含めるともっと長いですけどそれを認めるかどうかって言うのをこの委員会でそれを決めることなのかですね。それを我々が決める。緑化だからと言って、それをだからじゃあ後何年採ってくださいと言うのと。その分はちょっと僕は、三者でじゃないかなと。この委員会はちょっと無理なんじゃないかなと思うんですよね。そこは出来れば三者で…。その協定を結ばれた三者で、如何にその協定を守っていくためにどういう方法があるかと言うことは三者で

検討していただいて。

今順調だと言っていますが上手く行ってないとするんですね、今の角度で切ってきたときにどう改良していったら良いかと言うことは検討しようが有るだろうと。特に又、客観的なデータを出していただければ、検討しようがあるんじゃないかと言う風に僕はちょっと思うんですが。

委員： 菅島の人にも言いたいんだけど、上手に良いように元に復帰してもらわないと、最後に困るのは菅島の市民ですよ。子供たちの為にも復帰は大事ですよ。

委員： 私の考えと言うのは、菅島って言うのは東の海で魚を獲って西の山で石売って飯喰うって言う、そういう考え。

会長： 委員言われた津波の 30m レベルと言う話も確かに有ります。

委員： 一点だけ良いですか。先程の委員おっしゃるのは良く分かるんですけど、東の海でって言うのも。これ三重の自然史というのを読むと、菅島の残った自然のデータを出してくれている訳ですよ。今日このデータを出した佐野さんという人に朝電話を掛けたんです。そしたらやっぱり、乾燥が進むと。こちら側山を切っているから。だから魚つき林である山側の方も結局はそんなに自然の状態に保護される訳ではないんですよ、片方切ってしまうと。だから先程の意見がそのまま、未来永劫こちらで魚が獲れるのかって言うと、そう言うものではないという判断もできます。

だから、それはいろんなトータルで考えないと、長らく時間が経ったらそれなりの負担って掛かってくるし、それはあると思います。

お金も大事ですよ、僕は経済否定しません。それはもう大事なことだと思います。だけど、何もかもそこからスタートしてしまうと失うものも出てくると。

委員： 鯨が減って鱈が増えたな。

委員： 伊勢海老の量はな、うちここはカメの一番ハナやんか。鶴田さんから一番影響受けるわな。あそこは伊勢海老は、僕ら高校おいた時から見ると増えてる。ホヤばかりやな。

今、鳥羽市全体が収穫量能力がいっぱい落ちてるやんか。そんなに菅島の採石場って元から在った訳やんか。ほやから何て言うの、10年なり採らせてくれてその間に集客能力のある観光施設っていうのを委員さんみたいなやり手が考えてくれたらいい。

会長： 委員おっしゃった津波対策の話もありますよね。それこそ 5m レベルまで切っておいて、津波に襲われるから 20m の堤防作ってくれって言ったらそれはもう大変な非難を買うことは間違いないですから。30m レベルで抑えるんですね、ものすごく大規模に話が変わってくる訳で。それはそれも中々ここで議論するという訳にはいかないですから、そこも含めてそこは三者で議論していただけないかなと言う風に思うんですけど。

委員： いろいろな問題がありすぎとるもんで。ほやかてその都度やってたらおかしくなっていくと思うし。三者で決めてきたことはもう一度三者で決めてもらって、それをまた僕らのところにフィードバックしてもらって。僕らに言えることは、限られたことしか言えませんよって。言いたいことは山ほどあっても、言っても仕方ないですから。そこら辺は市もちょっと考えてもらわな。

委員： 関連する事項についてはですね、多少外れていている気配のある意見であっても私は

全部入れるべきだと思います。

委員 : 5回しかない訳ですから。

委員 : そうであれば回数を増やせばいい。多少増やしてでも関連する事項は皆さんがですね
...

委員 : 委員さんはそういう考えでも、皆さんがそういう考えになればいいですけど。今後の課題ですよ。

会長 : 回数は増やしてもいいと副市長さんはおっしゃっている。

委員 : それを取捨選択するのは市長ですよ。

委員 : 勿論そうですよ。市長にグランドデザインが無いものでこうなるんですよ。よその町やったらしてませんよ、本当に。情けない。それだけははっきり言っとく。僕の考えです。

委員 : 多少これは外れているだろうということはあるかも知れませんが、全部ひっくり返して市長に挙げるんですよ。遠慮する必要は無いんだから。それを取捨選択するのは市長。

委員 : 僕らみたいに時間があるのは良いけど、会長さんや他の委員さんみたいに忙しい方はそんな時間無いんやて。

副市長 : 委員さん、行政は5回に拘りませんから。より深い議論していただければ50回でも100回でも結構ですよ。

委員 : 前の会議の時の5億円の件なんだけど。残高証明があると聞かせてもらったんやけど、その5億円と言うのは、鶴田さんの会社の運転資金なのか、それとも鶴田さんの別の口座にあるものなのか。その回答を。

会長 : それは前回聞いていただいたと思いますが、鶴田さん。

事業者 : それは会計とか経理は当社でやっていますが。菅島工場と言うのは経理の機能はありませんから勿論本社でやっています。

委員 : 会社の運転資金の中の、要するに資産の中の5億円なのか。

事業者 : 定期預金の中の一部ですね。

委員 : それは市に預かるという方法は出来ないのかな。

会長 : 出来ないと確かおっしゃったと。

副市長 : 出来ないことは無いですけど、うちが条例を作って予算化しなければならない。議会の承認が必要です。多分その15年当時に、議会がこの話しあったと思うんですよ、委員さん。

委員 : そやけど、議会は逃げたと思います。

副市長 : 多分、議会も行政の方も逃げたと思います。

委員 : その十何年前は、それを市に保証金として積んでもらおうとそのように話し合ったの。

委員 : けどその時に井村さんは、鶴田さんと信頼関係の下って言う表現で、信頼しているので任しますという判断でしたんやわ。その時代の行政としては、鶴田さんありきの体制で物事進んでいたと思います。それがやっぱり、鳥羽の足りない点を補ってもらったという答えにもなってくるようなものがようけ、10年も経てば出てくる訳ですわ。

委員： 鶴田さん云々や無しに、その時に鶴田さんは3年間赤字やったもので、赤字会社だから、心配だから積んだらどうですかっていうことだったの。

委員： そうなんですか、協議会では。

事業者： この間も話しましたけれど、資産除去債務というお話をさせていただきました。これはこの間の朝日新聞にも載っていましたが、原子炉が廃炉になればそれだけで撤去費用、そういった中で試算がゼロになってしまう。それだけで東京電力だとか北海道電力等4社が債務超過になってしまうんですね。それほど厳しいですね。

尚且つですね、今委員さんがおっしゃる様に、預金を別に預けなさいと言うとですね、これはね理屈は分かりますよ。けども、上場企業で今資産除去債務、債務の認識をしてやっているんだけど、どっか預金で持っていないと、そういうのは無いんですね。ですから、例えばホテルをやっているか、或いは事務所を建てているか。いずれ辞めるんでしょと。その時の平地に戻すための景観が悪いから、それを預金で持っていてください。それプラス、別途どっかへ預けておいておいてください、手が付けられないように。それは、個人だって今、空家条例やなんかあって大変問題があるって承知してますよ。そういうことと言う認識の上で是非考えていただきたい。経営的には大変コストの掛かることなんです。ですから、理屈は分かるんですよ。太平洋セメントは藤原でやって同じようなもんです。それはね、空家条例だってやれるのはせいぜい、所有者が崩れた状態になっているのを放置するのは問題なんです。鳥羽市でもそうだ。他のところでもそうです。せいぜい言えるのは、所有者の名義を挙げるくらいの話なんですかね。

ですから確かに今委員さんおっしゃるのは分かるんだけど、預託をするというのはやっぱり理屈は分かるんだけど全国的にも厳しいしほとんど無いと思います。

ようやく上場企業で債務の認識をしなさいというのが始まったばかりですから。だから、そういうことを含んだ上でお願いしたいと思います。

我々としては、緑化基金と言うのは定期預金の一部と言うことで口座を設けて管理をしています。

委員： 市役所の人にはそれをはっきり認識しておいてよ。でないと、いざとなったら無いかも知れんからね。

会長： それは認識されているんですよ。と言うことで、だいぶ終わりも近づいて来ているんですが。

僕のさっきの提案は、三者で話し合ってから話し合いたいというような話です。後、委員はとりあえず出せる意見は全て出しましょうと。この協議会の方向性として、この2つどちらかなのかなと。

委員ご提案の様な、出せる意見は全部出そうという、方向性を決める為にもと言うことになるんですかね。方向性を決める為にも出せる意見は全部出そうというご意見と、三者で方向性が出ているから、或いは客観的なデータが出てからの方が話し合えるんじゃないかと言う、このどちらかなのかなと思うんですが。それは如何お考えでしょうか。

委員： その方向で行くんやったら、その方向で行ってもらうのは僕は良いと思います。

会長： どっちで。

委員：その今言われた方向で、三者がちゃんと。それと細かいものまで出して議論するならば、本当に市が明確に過去のものまで出せるかって言うことですよ。そうやってきたら、今副市長が言ったように50回もせないかん可能性もありますよね。

委員：それやったら、市長からこういう場を設けられたからには、ここはここの意見をまとめやないかんわな。それで最終的には多数決。紛糾するんやったらしゃあない。それまで皆で意見言い合っさ。

会長：両論併記と言う形ではなくて多数決的な結論を…。

委員：そうでしょ、最終的には。

委員：そやけど行政の方なんかは出せるんですかね。個人的な考え、賛否なんかを…。

委員：どっちかを決めてくださいって言うのは無いんですか。

委員：どっちかを決めようって多数決でやりましようと言った時に、僕らみたいなのはどっちかを出せるけど。出せないですよ。

副市長：市長が1回目の冒頭に挨拶されたと思うんですけど、事由活発な議論をしていただいて、ここの協議会の位置付けは市長が判断するのに提言書をまとめていただきたい。

提言書の内容につきましては、委員さん言われるように多数決もありますでしょうし、三者併記もありますでしょうし色々な形がございます。提言書の内容について事務局から出させますのでそれは又議論してください。

今日はもう時間が近づいておるんですけど、次回は一月後ぐらいに開いていただいて、論点を整理しながら意見を伺って効率の良い会議にしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

それから、委員言われたうちの職員であるとか国、県の職員がいるんですけど、多数決でやられるとその職員たちの立場がですね中々難しいものですので、この辺は又事務局で議論させてください。よろしくをお願いします。

委員：副市長さんそうおっしゃられるのでしたら、今までの問題点を議事録じゃなくて箇条書きにしてですね出してもらう。それが一つと、それからやっぱりですね、さっきも僕申し上げたように、データとして市がどれくらい関与できるのかと、これから。

この協議会の終わった後、どういう風な関与の仕方が可能なのかということをおね。勿論我々も要望はするけれども、市としての今までの関与の仕方と変えてかなあかんですよ。だからそこら辺のところを案として出していただいた方が良いと思うんですけど。

副市長：分かりました。精査して進めます。

会長：ではこういうことで、大体本日のまとめになったんじゃないかと思えます。大体予定の4時が近づいてまいりまして、あとその他の議事と言うことで何かございますか。

では、事務局にお返しします。

事務局：次回の開催についてですが、7月31日を予定しておりますのでよろしくお願いします。

会長：次回は7月31日ということで、時間は？

事務局：時間のほうは後日開催通知でご連絡させていただきます。

会長：以上で本日予定しました議事は終了しましたので、これをもちまして第3回菅島採石場検討協議会を終了いたします。有難うございました。

